

議案第 58 号

訴えの提起について

次のとおり妨害物件撤去土地明渡請求事件に関し訴えを提起することについて議会の議決を求める。

1 相手方 米原市米原

個人情報の保護に関する法律第 69 条の規定により、住所および氏名は掲載しておりません。

2 事件名 妨害物件撤去土地明渡請求事件

3 事件の内容および請求の趣旨

法定外公共物（米原市米原字浅津羅 285 番 1 地先里道および米原市米原字無常 362 番 2）において、相手方が無断でフェンスを設置されたことを平成 30 年 9 月 14 日に本市が確認した。本市が管理する法定外公共物の通行を不法に妨害している当該フェンスの撤去、土地の明け渡しおよび損害賠償を請求するため、本市は、上記相手方に次の訴えを提起する。

- （1） 相手方が設置したフェンスを米原市米原字浅津羅 285 番 1 地先里道および米原市米原字無常 362 番 2 から撤去し、土地を明け渡すこと。
- （2） 相手方が当該フェンスを設置した日（米原市米原字浅津羅 285 番 1 地先里道については平成 30 年 9 月 14 日、米原市米原字無常 362 番 2 については、市が土地の寄付を受けた令和 3 年 9 月 13 日）から起算し、撤去される日までの期間における法定外公共物に係る占用料相当額の損害賠償を請求すること。
- （3） 当該訴えに係る費用の負担を求めること。

4 事件に関する取扱い

本件については、必要に応じて、和解および上訴をすることができるものとする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

妨害物件撤去土地明渡請求事件に関して訴えを提起したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、この案を提出するものである。